

令和4年第2回阿武町議会定例会 会議録

第 3 号

令和4年3月18日(金曜日)

開会 14時00分 ~ 散会 15時34分

議事日程

開会 令和4年3月18日(金) 14時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 阿武町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第8号 阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第9号 阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第10号 阿武町消防団員定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第13 議案第12号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第14 議案第14号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)
- 日程第15 議案第15号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)
- 日程第16 議案第16号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第17 議案第17号 令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第18 議案第18号 令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第19 議案第19号 令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第20 議案第20号 令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第21 議案第21号 令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第22 議案第22号 令和4年度阿武町一般会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算

- 日程第25 議案第25号 令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第26 議案第26号 令和4年度阿武町介護保険事業特別会計予算
日程第27 議案第27号 令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
日程第28 議案第28号 令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
日程第29 議案第29号 令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- 1番 米津高明
2番 上村萌那
3番 白松靖之
4番 西村容子
5番 松田穰
6番 池田倫拓
7番 副議長 市原旭
8番 議長 末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	羽 鳥 純 香
戸籍税務課長	工 藤 茂 篤
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	水 津 繁 斉

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	俣 野 有 紀
議会書記	矢 次 信 夫

開会 14時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは、ご着席下さい。

議員の皆様には、令和4年第2回阿武町議会定例会最終日のご出席、ご苦勞様です。本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。

続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、質疑、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、池田倫拓君、7番、市原 旭君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第13 議案第12号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第13、議案第12号までの12件を、一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案12件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長(松田 穰) それでは、3月15日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました議案28件のうち、議案第1号から議案第12号までの12件について審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入りました。これは、昨年6月に改正された育児、介護休業法に基づき改正するもので、妊娠又は出産等について申出があった場合の措置や、勤務環境の整備に関する措置を追加するものであり、慎重審議を行いましたが、特に質疑はなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、阿武町議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、何れも昨年の人事院勧告に伴う、期末手当の引き下げにかかる条例改正であり、慎重審議を行いましたが、特に質疑はなく、

何れも原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第5号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、都市計画法に基づく開発行為許可申請に関し、県より引き継いだことによる改正であり、慎重審議の結果、特に質疑もなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例についての審議に入りました。これは、令和4年度の目玉事業でもあり、就業支度金や家賃補助金の新設、出産祝金の増額など、変更点やその財源の確認と、今年度出産予定の方への対応や、申請から交付までの期間に関する質疑があり、定住奨励金一覧表による各種奨励金の説明や、財源は過疎債を利用する事など、丁寧な答弁がありました。その他に質疑はなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第7号、阿武町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例、議案第8号、阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例、議案第9号、阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

各項目の申請内容や金額の算定について、具体例を求める質疑があり、担当課長より具体的に概要や事例等について答弁がありました。他に質疑はなく原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第10号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは報酬の支払方法の改定、及び水災害その他災害防御等の場合の出動報酬の金額を改定するもので、特に質疑もなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第11号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、議案第12号、山口県市町総合事務組合の財産処分についての審議に入りました。これは玖西珂環境衛生組合が、3月31日をもって山口県市町総合事務組合から離脱することによる変更であり、慎重に審議を行いました。特に質疑もなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第12号までの12件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第1号から議案第12号まで一括して行い

ます。一括して質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第12号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第2号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第7号、阿武町海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、阿武町漁港管理条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第9号、阿武町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第10号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長

の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第11号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第12号、山口県市町総合事務組合の財産処分についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号から日程第21 議案第21号まで

○議長 日程第14、議案第14号から日程第21、議案第21号までの8件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案8件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第14号から議案第21号までの8件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第14号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を受けました。

2款、総務費、1項、総務管理費、8目、企画振興費、18節、負担金補助及び交付金で、住宅取得補助金の減額理由及び柳橋分譲宅地の販売状況について質疑があり、執行部より、今年度の補助金交付状況や、分譲宅地の販売状況など詳細な説明がありました。そのほか、地域おこし協力隊員の配置状況や、学生ふるさと応援便の送付状況、1/4ワークスの実績などについて質疑があり、

それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、保育所運営費、10節、需用費の賄材料費で、減額の理由について質疑があり、執行部より、入所児童の減少や未満児の割合が増えていることにより、食材やおやつ量が減ったことが主な要因であると答弁がありました。又、1項、社会福祉費、2目、老人福祉費、19節、扶助費で、老人保護措置費の減額理由について質疑があり、執行部より、今年度の措置者数が当初見込みより減となったための減額である旨の答弁がありました。そのほか、社会福祉費関係では、障害児介護給付費の減額理由、ふくすけ便を含む福祉タクシー・福祉バス券の申請及び交付状況について、児童福祉費関係では、みどり保育園福賀分園の遊具撤去工事の内容などについて質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、環境衛生費、18節、負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽補助金及び家庭用生ごみ処理容器等設置支援補助金の減額理由について質疑があり、合併処理浄化槽については、当初見込みより申請が少なかったため、又、生ゴミ処理容器等については、制度発足当初のお知らせはしたものの、ホームページ等に掲載しなかった事などによる周知不足もあり、現在は掲載しているものの、申請がなかったための減額である旨の答弁がありました。そのほか、ハッピーマイレージ事業の実施状況や、個別予防接種委託料の減額理由、萩長門清掃工場事業委託料の減額理由について質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

続いて、6款、農林水産業費から14款、諸支出金までは特に質疑はありませんでした。

次に、歳入の審議に入りましたが、特に質疑はなく、議案第14号は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号、令和3年度阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)、議案第16号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)、議案第17号、令和3年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)、議案第18号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)、議案第19号、令和3年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)、議案第20号、令和3年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)、議案第21号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)の7件については、何れも慎重に審議を行い

ましたが、特に質疑もなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、行財政等改革特別委員会に付託されました、議案第14号から議案第21号までの8件について審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第14号から議案第21号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第14号から議案第21号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は、挙手により一括して行います。お諮りします。

議案第14号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第8回)から、議案第21号、令和3年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)までの8件について、委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第14号から議案第21号までの8件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号から日程第29 議案第29号まで

○議長 日程第22、議案第22号から日程第29、議案第29号までの8件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案8件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長 それでは、引き続き議案第22号から議案第29号までの8件について審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第22号、令和4年度阿武町一般会計予算の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を行いました。

1款、1項、1目、議会費、14節、工事請負費で、議場音響設備更新工事に

ついて、傍聴席の方から音が聞こえづらいという意見があったが、それも改善出来るかという質疑があり、執行部より、今回は、議場音響機器一式の更新を予定しており、マイクの更新により若干音量の改善は期待出来るものの、傍聴席部分のスピーカー更新は予定していない。もし、天井2ヶ所のスピーカーからの音で聞き取りづらい様であれば、壁掛け式のスピーカーを予算内で追加することも検討する旨の答弁がありました。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、のうそんセンター費、14節、工事請負費で、のうそんセンター改修工事の内容と供用開始の予定について質疑がありました。執行部より、図面を用いて工事個所の説明、及び工事期間が8ヶ月程度かかるため、完成は来年1月末の予定で、供用に関しては随時供用開始出来るよう施工業者と打ち合わせを行っていくと、答弁がありました。

12目、まち・ひと・しごと創生特別事業費、18節、負担金補助及び交付金の移住支援金で、その事業内容と積算根拠について質疑があり、執行部より、令和元年から始まった国の事業で、移住定住の促進と、中小企業の人手不足を解消するために、登録事業者と東京圏からの移住者雇用のマッチングにより、世帯での移住で100万円、単身で60万円を交付するもので、各1件見込んでいるとの答弁がありました。そのほか、情報化に向けた今後の見通しや、地域公共交通、定住対策、交通安全対策等14件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、3款、民生費、2項、児童福祉費、3目、児童クラブ費で、現在の児童クラブの利用者数や、利用時間の延長開始時期等について質疑があり、執行部より、阿武小42名、福賀小8名が登録している。又、利用時間に関して、先日行われたカジュアルトークでの要望を受け、本年4月より、平日が学校の下校時間から18時30分まで、長期休業中が7時30分から18時30分までと時間延長するという旨の答弁がありました。そのほか、保育園の給食配送の流れについて質疑があり、執行部より一連の流れについて答弁がありました。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、6目、子育て世代包括支援センター費、12節、委託料の子育て支援アプリ運用委託料で、子育て支援アプリの内容と現在の利用者数についての質疑があり、執行部より、従来の母子手帳に加えて、アプリにて成長の記録や予防接種の接種記録の管理が出来、その情報をご夫婦やご家族で共有出来るもので、現在17名が利用、うち2名が男性、今後、町からの情報発信等利便性の向上と、利用者の拡充に努めるとの答弁があ

りました。そのほか、購入備品の内容や海岸漂着ゴミの実施計画等3件の質疑があり、執行部より、それぞれ適切な答弁がありました。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業政策費、18節、負担金補助及び交付金、畦畔管理省力化事業補助金の3年度実績について質疑があり、執行部より、畦畔の夏場の草刈り回数を減らすためにセンチピードグラス(強い芝生)を植え付けるもので、令和3年度は町内6組織において3,587㎡実施したと答弁がありました。14目、無角和種地方創生特別事業費、12節、委託料、無角和種との出会い創出プロジェクト事業委託料の具体的な内容について質疑があり、執行部より、令和2年度より始めた事業の経過と、内容の説明がありました。又、無角和種の出荷については、約10年行ってきたが、近年PRを行ってきた効果もあり、無角和種成体出荷価格が従来に比べ、25%上がったとの答弁がありました。3項、水産業費、1目、水産業政策費、18節、負担金補助及び交付金の新規漁業就業支援補助金について、がんばる農林水産業就業・経営等支援事業の対象が法人就業者となっているが、定置網等法人化していない事業者も対象に出来ないかとの質疑があり、法人以外まで含めると、雇用形態が常雇用なのか、アルバイトなのか見極めが難しく、法人就業者以外まで含めると線引きが困難であり、4年度より追加される就業支度金や家賃補助金を利用して頂くようになるとの答弁がありました。そのほか、農業関係で4件、林業関係で1件の質疑があり、執行部より、それぞれ適切な答弁がありました。

7款、1項、商工費、1目、商工政策費、12節、委託料、阿武町町内事業所V字回復応援券交付事業で、応援券利用対象事業所について質疑があり、対象事業所については、商工会阿武支所加盟の大型店を除く90事業所が対象との説明がありました。それに対して、ふくすけ便での利用や、道の駅でのマルシェの出店者等対象を増やせないか質疑もありましたが、この事業をきっかけに商工会に加入頂く事で、今後この様なメリットもあるという答弁がありました。

又、3目、道の駅産業振興費、14節、工事請負費、道の駅施設改修工事で、工事の内容に関する質疑があり、物販棟の前側の舗装の補修、従業員が50名を超える事による休憩室、事務所の改修、青果搬入口、鮮魚加工室、バックヤードの改修等を予定しているが、若干の内容変更もあるとの説明があり、現状のお客様の導線を考えると、レジの配置を横並びではなく通り抜ける形に出来ないかという質疑もあり、検討する旨の答弁がありました。そのほか、商工振

興関係で2件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、過疎対策道路事業費で、福田八幡宮駐車場代替地について質疑があり、執行部より、工事の施工により新道が体育館寄りになり、現道の残存部分が町有地として残るので、私用では利用出来ないが、実質的には若干駐車出来る台数は増える旨の答弁がありました。そのほか、2項、道路橋梁費、2目、橋梁費、14節、工事請負費の橋梁補修工事に関して、これは藤原橋かを問う質疑があり、この工事対象は鹿島大橋であるが、藤原橋に関しては現在点検調査結果の分析中であり、その結果によって今後の対応を決める為、次回の議会までには結論が出る予定との答弁がありました。

9款、1項、1目、消防費、14節、工事請負費、消火栓新設工事の設置場所及び消防機庫修繕工事の施工場所について質疑があり、執行部より、消火栓は奈古地区寺東の大覚寺付近、消防機庫の修繕は宇田郷地区元浦と尾無の機庫のシャッター修繕であるとの答弁がありました。

10款、教育費、2項、小学校費、3目、給食センター費、18節、負担金補助及び交付金の阿武町産食材利用拡大事業負担金について、事業内容に関する質疑があり、執行部より、現在、給食の食材は阿武町産使用率が29%、県産使用率が約80%で、地元産品の利用率の向上と、食材の内容を良くするための取り組みとして、福賀すいかや梨、キウイフルーツや無角和牛を利用した給食の回数を増やし、質の向上を図るとの答弁がありました。そのほか、3項、中学校費、1目、学校管理費、14節、工事請負費について、校舎内外営繕工事の内容について質疑があり、体育館の暗幕とレールの取替と教室の照明をLED化、太陽光発電のパワーコンディショナーの修理を予定しているとの答弁がありました。4項、社会教育費、2目、公民館費、17節、備品購入費に関して、図書購入費の支所ごとの内訳と予算を増額してはどうかと質疑があり、町民センターが26万円、ふれあいセンターが17万円、のうそんセンターが17万円の予定で各支所のリクエスト箱を参考にしているとの答弁がありました。他、学校教育関係、社会教育関係で6件の質疑があり、執行部よりそれぞれ丁寧な答弁がありました。

なお、11款、災害復旧費から14款、予備費までは質疑はありませんでした。続いて、歳入の審議に入りました。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、農林水産使用料、5節、放牧場使用料について質疑があり、その積算根拠について答弁がありました。そ

の他質疑はなく、議案第22号は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第23号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算の審議に入りました。歳入、歳出一括で質疑を受けました。慎重に審議を行いましたが、特に質疑もなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第24号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算の審議に入りました。歳入、歳出一括にて質疑を受け、回線使用料の内容について質疑があり、執行部より、これは福賀診療所と本庁、支所をエネコムのイーサネットという専用回線で結び、庁内LANを整備し、財務会計システムの入力や、公用車・会議室予約等各種情報の共有を図っているものとの答弁がありました。他に質疑はなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第25号、令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第26号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入りました。それぞれ歳入、歳出一括にて質疑を受けました。慎重に審議を行いましたが、特に質疑もなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第27号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入りました。歳入、歳出一括にて質疑を受け、地区毎の加入率に関する質疑があり、執行部より、町内10施設にかかる施設毎の普及率について、それぞれ説明がありました。他に質疑はなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第28号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。歳入、歳出一括にて質疑を受けました。慎重に審議を行いましたが、特に質疑もなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて議案第29号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。歳入、歳出一括にて質疑を受け、前年度の繰越工事と今年度の工事内容、施設機能について質疑があり、執行部より、長寿命化を図るための工事であり、現在の機能維持には影響はない旨の答弁がありました。そのほか特に質疑はなく、原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第22号から議案第29号までの8件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第22号から議案第29号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第22号から議案第29号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は、挙手により、1議案ごとに行います。まず議案第22号、令和4年度阿武町一般会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第23号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第24号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第25号、令和4年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第26号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告

のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第27号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第28号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第29号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで、全員協議会のために、暫時休憩します。資料をもって、委員会室へ移動をお願いします。全員協議会は3時から行います。

休憩 14時52分

再開 15時25分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

○議長 ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和4年第2回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。先ず、議員各位におかれましては、今期定例会にご提案申し上げました、令和4年度当初予算を含む、各議案等につきまして、慎重かつ活発なご審議を頂き、何れも原案通りご可決頂き誠にありがとうございます。

た。心から厚くお礼申し上げます。

特に、令和4年度の当初予算につきましては、私と致しましては、これまで実施してきた、まちづくり懇談会を始め、各種のカジュアルトークなどで、町民の皆様から頂いたご意見をしっかりと拾い上げて、小粒かも知れませんが、相当の本数の、阿武町独自の新規施策や、実情に応じた既存施策の拡充等も行ったつもりであります。

こうした中、議員の中には、当初予算が初めての議員もおられたという風に思っておりますけども、又、内容的にも分かりにくい面もあったかと思いますが、議員さんだけの事前の勉強会等も開催され、特別委員会においても、活発な議論、或いは、実のある審議が出来たことを本当に嬉しく思っております。

こうした中、現在も新型コロナの対応は続いているところであり、当面の、高齢者及び一般の3回目のワクチン接種につきましては、昨日現在で、接種率は70.1%と順調に進んでおりまして、なるべく早く、今までの日常生活に近い形に戻るよう、一刻も早く完了するように、一層の努力をしなければいけないという風に思っております。又、これと平行して、町の経済につきましても、新年度予算でご議決頂きました、町内事業所V字回復応援券交付事業を始めとする、各種のコロナ対策事業をしっかりと町民の皆さんにお伝えし、スピード感を持って進める中で、痛んだ町の経済の立て直しに最善の努力を傾注する所存であります。

議員各位におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、この場を借りて、実はこの度、議会参与として長い間お世話になりました、工藤戸籍税務課長、そして羽鳥健康福祉課長、そして俣野議会事務局長の3人が、この3月末をもって定年退職等いたします。

申すまでもなく、この3人につきましては、何れもベテラン幹部職員として、仕事に精通しており、私も安心して仕事が任せられ、全幅の信頼をおいていたところではありますが、それぞれに、新たな人生のステージへの門出であります。

今後は、是非その新たなステージの中で、本町の発展のために、引き続き尽力を頂いたらという風に思っております。

ここに、退職する3人になり代わり、議員各位のこれまでのご厚情に感謝申し上げます、今期定例会の閉会に当たっての、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。閉会に当たり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。

○議長 3月2日から始まりました、令和4年第2回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議と、執行部の適切な答弁のおかげで、日程どおり本日をもって閉会するはこびとなりました。ありがとうございました。

先程、可決されました令和4年度一般会計予算、並びに7つの特別会計予算(総額47億3,171万5千円)によって、これから1年間阿武町の町づくりを進めていく訳ですが、子育てを支援し、事業者を応援する予算である各計画に基づき、それぞれの施策が図られることと思いますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んで頂きたいと思えます。

我々議会といたしましては、執行部の予算執行に十分目配りをしていきたいと思えます。

単独町政の阿武町には、少子高齢化・人口減少など諸問題が山積しています。しかし、その中で我々は地方創生をしっかりと成し遂げていかなければなりません。夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町阿武町、選ばれる町阿武町を次の世代に繋ぐためにも、しっかりと町づくりをしなくてはと思うところであります。

議員各位におかれましても、しっかりとご尽力を賜りますよう、お願いいたしますとともに、皆様方の更なるご活躍とご多幸を祈念申し上げて、甚だ簡単ではございますが、令和4年第2回阿武町議会定例会の閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、3月2日から本日までの17日間の全日程を終了しました。

これにて、令和4年第2回阿武町議会定例会を閉会します。全員ご起立をお願いいたします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会 15時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **池 田 倫 拓**

阿武町議会議員 **市 原 旭**